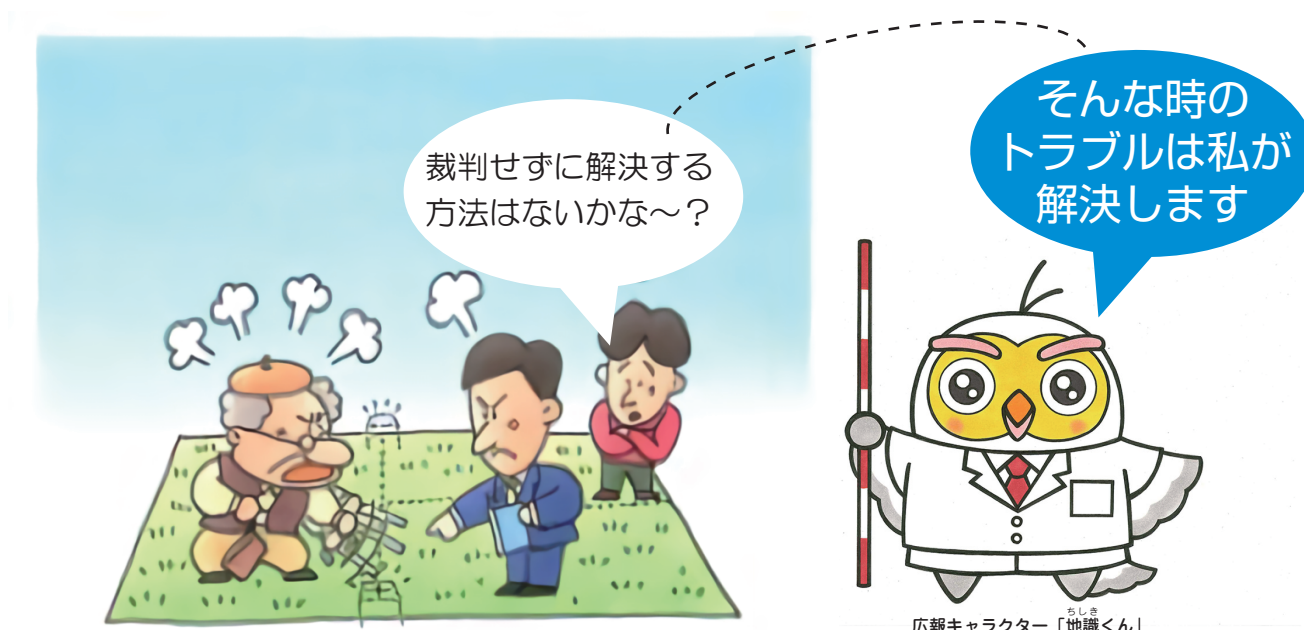


ADR

境界
紛争

ゼロ
宣言

民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



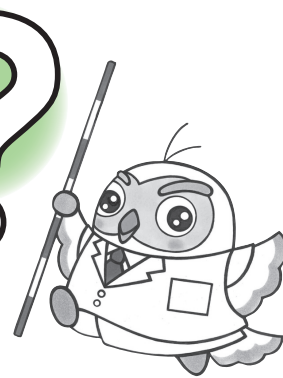
認定

45時間の集中研修で
ADR代理人として
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を
検定します。

基準を満たした場合
ADR代理関係業務を
行うのに必要な能力を
有すると認定されます。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第15回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法（2時間）	ADR代理と専門家責任（2時間）
民法（3時間）	所有権紛争と民事訴訟（4時間）
民事訴訟法（4時間）	筆界確定訴訟の実務（2時間）

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第15回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和2年7月10日（金）から12日（日）
- 2 グループ研修：令和2年7月13日（月）から8月20日（木）
- 3 集合研修：令和2年8月21日（金）、22日（土）
- 4 総合講義：令和2年8月23日（日）
- 5 考査：令和2年9月12日（土）

